

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公開番号】特開2005-298501(P2005-298501A)

【公開日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【年通号数】公開・登録公報2005-042

【出願番号】特願2005-108033(P2005-108033)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 7/00

A 6 1 K 7/021

A 6 1 K 7/06

【F I】

A 6 1 K 7/00 J

A 6 1 K 7/00 B

A 6 1 K 7/00 C

A 6 1 K 7/00 N

A 6 1 K 7/021

A 6 1 K 7/06

【手続補正書】

【提出日】平成17年11月7日(2005.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

潤滑効果を有し、皮膚、粘膜または毛髪を装飾するおよび/または保護する作用を有する同時に、優れた懸濁化能を有し、容易に塗布でき、皮膚の上を良好に滑り、心地よい絹のような感触をもたらす、懸濁化能を有する油状化粧組成物であって、組成物全質量に対して、0.1~15質量%のスチレン-エチレン/プロピレンブロック共重合体及び0.1~15質量%のシリカからなる基本組成を有することを特徴とする組成物。

【請求項2】

鉱油及び炭化水素、ならびにその画分及び誘導体からなる群より選ばれる少なくとも一種の油性成分を、組成物全質量に対して、1~95質量%の量でさらに含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

エステル、化粧用エステル、エーテル、化粧用エーテル、シリコーン、エラストマー、ゲルベルトアルコール(Guerbert alcohol)、植物油からなる群より選ばれる少なくとも一種の他の油性成分をさらに含む、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

界面活性剤を、組成物全質量に対して、0.1~10質量%の量でさらに含む、請求項1~3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

防腐剤を、組成物全質量に対して、0.01~2質量%の量でさらに含む、請求項1~4のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項6】

フレグランスおよび/または植物由来の芳香油を、組成物全質量に対して、0.1~1

0 質 % の量でさらに含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 7】

天然または合成染料を、組成物全質量に対して、0.1 ~ 10 質量 % の量でさらに含む、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 8】

皮膚、粘膜及び毛髪を処置するまたは保護するための活性成分を、組成物全質量に対して、0.01 ~ 10 質量 % の量でさらに含む、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 9】

該皮膚、粘膜及び毛髪を処置するまたは保護するための活性成分は、トコフェロール、酢酸トコフェロール及びパルミチン酸レチノールからなる群より選ばれる少なくとも一種のビタミンである、請求項 8 に記載の組成物。

【請求項 10】

抗酸化剤を、組成物全質量に対して、0.01 ~ 1 質量 % の量でさらに含む、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 11】

長波長紫外線 (UVA) や中波長紫外線 (UVB) に対する有機太陽光フィルター剤を、組成物全質量に対して、0.01 ~ 20 質量 % の量でさらに含む、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 12】

油、油 - ゲル、ペーストまたはポマードの形態を有し、透明性、半透明性または不透明性を有する、請求項 1 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 13】

酸化鉄、マイカ、ポリエチレンテレフタレート (光沢剤)、シリカ誘導体、二酸化チタン、酸化亜鉛からなる群より選ばれる少なくとも一種の粒子の懸濁液を、組成物全質量に対して、0.01 ~ 50 質量 % の量でさらに含む、請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

特許文献 1 には、一以上の柔軟特性を併せ持ち、一以上の着色剤または太陽光遮断剤を含む、スチレン - エチレン - プロピレンブロック共重合体を含む組成物が開示される。特許文献 1 には、その大きな目的として、絹のような感触を皮膚に与え、滑りやすく、皮膚に塗った後にフレークを形成しないことが記載されている。特許文献 1 に記載の組成物は、本発明とは異なり、ブロック共重合体の懸濁化能については何ら記載されておらず、シリカ等の、他のレオロジーの補助剤の併用にまでは広げられていない。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明の組成物は、鉛油、炭化水素ならびにその画分及び誘導体、シリコーン、エステル、化粧用エーテル、「ゲルベルトアルコール (Guerbert alcohol)」、脂肪酸トリアシルグリセロールならびに植物油などの液状の体に塗布するための油を得るために使用される公知の油成分を、1 ~ 95 質量 % という高濃度で含むものであってもよい。これらの成分は、皮膚の保湿性を高度に維持し、本発明の組成物の基礎を構成するものである。この化

合物ベースを化粧用の油と組み合わせた組成物は、懸濁液中に粒子を維持でき、塗布容易性及び感触に優れたゲル・油を得ることを目的とすると、2種の必須成分を含む。これらの成分のうち、第一の成分は、スチレン・エチレン／プロピレンブロック共重合体、特にスチレン・エチレン／プロピレンの水素化ブロック共重合体であり、これはさらにスチレン／イソブレンの水素化共重合体を含んでもよい。このような鎖状の共重合体は、弾性のある柔軟な構造を示し、30～40%濃度のスチレンを含むことが好ましく、このような共重合体は、タイプ-S-E P構造で表わされる。この際、「S」はスチレンモノマーからなるブロックを示し、「E P」はエチレンおよび／またはプロピレンモノマーからなるブロックを示す。例えば、この重合体について、以下の配合の化粧製品に一般的に使用されるポリエチレンテレフタレート粒子の懸濁能を試験し、その結果を下記表1に示す。なお、表1において、「Q s p. 100%」は、化粧用油で全量が100%にしたという意味である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

【表 1】

成分	組成物 1	組成物 2	組成物 3	組成物 4	組成物 5
スチレノ-1チレン/ア [°] ロビ [°] レン共重合体	6.0%	7.0%	8.0%	9.0%	10.0%
化粧用油の混合物	Qsp. 100%	Qsp. 100%	Qsp. 100%	Qsp. 100%	Qsp. 100%
ポリエチレンレフタレート	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
懸濁化能 (50°C)	24時間未満でテ [°] カシテーション。不十分	24時間未満でテ [°] カシテーション。不十分	7日未満でテ [°] カシテーション。不十分	7日未満でテ [°] カシテーション。不十分	7日を超えてもテ [°] カシテーションは生じない。満足
感触	分散は容易 べた [°] ト感は少ない 柔軟性あり	分散は容易 平均的なべた [°] ト感 柔軟性あり	分散は並 かなりのべた [°] ト感 柔軟性あり	分散は困難 かなりのべた [°] ト感 柔軟性あり	分散は困難 かなりのべた [°] ト感 柔軟性あり

【半統補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 9】

【表2】

成分	組成物1	組成物2	組成物3	組成物4	組成物5
シリカ	4.0%	4.5%	5.0%	5.5%	6.0%
化粧用油の混合物	Qsp. 100%	Qsp. 100%	Qsp. 100%	Qsp. 100%	Qsp. 100%
ポリエチレンレフレート	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
懸濁化能(50℃)	24時間未満でカン テーション。不十分	24時間未満でカン テーション。不十分	7日未満でカンテー ション。不十分	7日未満でカンテー ション。不十分	7日を超えてもカンテー ションは生じない。満足
感触	分散は容易 若干サラした感触 すべり性合格	分散は並 乾サラした感触 すべり性合格	分散は並 サラサラした感触 すべり性合格	分散は困難 サラサラした感触 すべり性が低い	分散は困難 かなりサラサラした感触 すべり性が低い

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

この研究により、油、油-ゲル、ペーストまたはポマードの配合物において、増粘剤及びスチレン-エチレン/プロピレン共重合体及びシリカを組み合わせることによって、良好な懸濁化能を示しながらびに最良の感触及び塗布特性を保持するという点で相乗効果を示すことが分かった。したがって、この組み合わせは、鉱油ならびにその画分及び誘導体、炭化水素、シリコーン、エステル、エーテル、化粧用エステル、化粧用エーテル、ゲルベルトアルコール(Guerbert alcohol)、脂肪酸トリアシルグリセロールならびに植物油、さらにはこれらの混合物などの、化粧工業で使用される、油性成分の粘稠性のある混合物に好適に使用できる。これらの組み合わせはすべて、本発明に包含される。したがって、0.1~15質量%濃度のスチレン-エチレン/プロピレンブロック共重合体及び0.1~15質量%濃度のシリカの組み合わせにより得られる本発明の組成物(例えば、油、油-ゲル、ペースト、ポマード)は、油性の化粧成分から構成される配合物ベースで、鉱油及び炭化水素、ならびにその画分及び誘導体等の、油性成分を含んでもよい。これらの油性成分は、単独で使用されてもあるいは2種以上の混合物の形態で使用されてもよい。また、本発明の組成物は、上記油性成分に代えてあるいは上記油性成分に加えて、化粧用エステル、化粧用エーテル、シリコーン、エラストマー、ゲルベルトアルコール(Guerbert alcohol)、植物油等の他の油性成分を含んでもよい。この際、上記他の油性成分は、単独で使用されてもあるいは2種以上の混合物の形態で使用されてもよい。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

また、本発明の組成物は、上記に加えて、あるいは上記に代えて、皮膚、粘膜及び毛髪を処置するまたは保護するための活性成分を含んでもよい。この際、このような活性成分としては、皮膚、粘膜及び毛髪の処置を促進する作用を有するものであれば特に制限されず、化粧分野で通常使用されるのと同様ものが同様の量で使用できる。具体的には、トコフェロール、酢酸トコフェロール、パルミチン酸レチノール等のビタミン類、または他の油性の活性成分、抗酸化剤や植物のエッセンス等が好ましく使用される。この際、上記皮膚、粘膜及び毛髪を処置するまたは保護するための活性成分は、単独で使用されてもあるいは2種以上の混合物の形態で使用されてもよく、また、その使用量もまた、特に制限されないが、例えば、組成物全質量に対して、0.01~10質量%であることが好ましい。